

京都市・宇治市による 観光振興と安心安全に関する連携協定書

京都市と宇治市（以下「両市」という。）は、次のとおり観光振興と安心安全に関する連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、世界文化遺産「古都京都の文化財」をはじめとする豊富な歴史遺産やお茶の文化といった共通の観光資源を持つ両市が、観光誘客の取組等について連携、協力することにより、観光振興並びに地域の安心安全の向上及び活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 両市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携・協力を積極的に進める。

- （1） 観光客の受入環境整備と地域の安心安全に関する事項
- （2） 観光振興に係る情報共有及び情報発信に関する事項
- （3） 観光振興に係る行事・イベントの連携に関する事項
- （4） その他前条の目的を達成するために必要な連携・協力

（連携の推進）

第3条 両市は、この協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、適宜協議を行う。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、この協定書締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、有効期間満了時3ヶ月前までに、いずれか一方からの延長の申し出に基づき、協議の上、両市が合意したときは、有効期間を延長することができる。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両市が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名の上、各1通を保有する。

平成27年12月22日

京都市長

宇治市長